

令和3年1月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電子レンジ、電気ストーブ（カーボンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）2件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電子レンジ1件、電気ストーブ（カーボンヒーター）1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気冷蔵庫1件、除雪機（歩行型）2件、
リチウム電池内蔵充電器1件、サーキュレーター1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202000798、A202000799）

①事件事象について

当該製品が作動中、使用者が負傷しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに 29 件の死亡事故及び 16 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・ 安全な服装や装備をする。
- ・ 障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・ 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・ 除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・ 特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2017 年（平成 29 年）12 月 20 日、2018 年（平成 30 年）12 月 5 日及び 2019 年（令和元年）11 月 13 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017 年 12 月 20 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018 年 12 月 5 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019 年 11 月 13 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」
（2019 年 5 月 31 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016 年 1 月 19 日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015 年 1 月 26 日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013 年 1 月 24 日公表）

ウェブサイト：https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) 株式会社千石が輸入し、岩谷産業株式会社が販売した電子レンジについて
(管理番号：A202000800)

①事故事象について

株式会社千石（法人番号：5140001076302）が輸入し、岩谷産業株式会社が販売した電子レンジを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、接点部でスパークが発生し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

販売事業者である岩谷産業株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2003 年（平成 15 年）9 月 2 日にウェブサイト
に情報を掲載するとともに、これまで複数回の新聞社告、テレビCM放映により
使用者に対して注意喚起を行い、対象製品について無償点検及び修理（スイッチ部の
交換）を実施しています。

③対象製品：機種、製造番号、製造期間、対象台数

機種	製造番号	製造期間	対象台数
IM-574	70301～90220	1997 年～1999 年	30,590
IM-574S	80110～90117	1998 年～1999 年	6,017
IM-575	80903～01015	1998 年～2000 年	48,224
IM-575S	90207～00325	1999 年～2000 年	2,820
合 計			87,651

2003 年（平成 15 年）9 月 2 日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：14.2%（2020 年 12 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	4	火災
2019年度	3	火災	2013年度	4	火災
2018年度	0	—	2012年度	3	火災
2017年度	5	火災	2011年度	3	火災
2016年度	2	火災	2010年度	9	火災
2015年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A202000800）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

IM-574 / IM-574 S



機種名 IM-574
または
IM-574S
と表示されています

製造時期ラベルで対象製造年をご確認下さい

<表示例>

98製

7月-12月期

IM-575 / IM-575 S



機種名 IM-575
または
IM-575S
と表示されています

製造時期ラベルで対象製造年をご確認下さい

<表示例>

98製

7月-12月期

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

岩谷産業株式会社

電 話 番 号 : 0120(00)9930

受 付 時 間 : 9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト : http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail_8.html

(3) 燦坤（サンクン）日本電器株式会社が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）について（管理番号：A202000805）

①事故事象について

燦坤日本電器株式会社（法人番号：9010501021064）が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の強弱切替えスイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）8月7日、2008年（平成20年）4月21日及び2011年（平成23年）2月10日にウェブサイトへ情報掲載するとともに、2011年（平成23年）2月、2012年（平成24年）2月及び2013年（平成25年）3月に新聞社告を行っています。また、販売店においてポスターの掲示、ダイレクトメールの送付、インターネット広告（yahoo バナー広告）の掲載等を行い、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

また、2008年（平成20年）4月21日にリコールを実施し、その際代替品として交換した「機種：UHC-3T」についても、製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品：製品名、型番、表示製造年、対象台数

製品名	型番	表示製造年	対象台数
電気ストーブ （カーボンヒーター）	UHC-3T （色：ベージュ） ブランド名：EUPA（ユーパ）	2009年製 2008年製	16,269
	UHC-9T （色：ブルー） ブランド名：EUPA（ユーパ）	2007年製	10,303
	SK-5328CT ブランド名：EUPA（ユーパ）	2007年製 2006年製 2005年製	26,399
	TSK-5328CRI	2006年製 2005年製	986
	TSK-5328CRI (BW) ※販売元：(株)パルス	2005年製	486
電気ストーブ （ハロゲンヒーター）	FS-900T ※販売元：(株)フィフティ	2007年製 2006年製	15,593
合 計			70,036

2007年（平成19年）8月7日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：12.8%（2020年12月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	1	火災
2019年度	1	火災	2013年度	2	火災
2018年度	0	—	2012年度	2	火災
2017年度	2	火災	2011年度	3	火災
2016年度	2	火災	2010年度	6	火災
2015年度	6	火災			

※当該事故（管理番号：A202000805）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観



（写真は UHC-3T）

2) 対象製品の確認方法



当該製品の裏面に表示されている型番を御確認ください。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

燦坤日本電器株式会社

電気ストーブ・カーボンヒーター・ハロゲンヒーター回収ダイヤル

電 話 番 号 : 0120(600)527

受 付 時 間 : 10時～16時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト : <http://www.tsannkuen.jp/kinkoku.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当 : 加藤、鈴木、豊田

電 話 : 03(3507)9204（直通）

F A X : 03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 関根、田代、大江

電 話 : 03(3501)1707（直通）

F A X : 03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000801	令和3年1月2日	令和3年1月21日	石油ストーブ(開放式)	SX-24	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年1月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000802	令和3年1月10日	令和3年1月21日	石油ストーブ(開放式)	SL-111	株式会社コロナ	火災 死亡1名	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000800	令和2年12月29日	令和3年1月21日	電子レンジ	IM-574(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社千石(岩谷産業株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、接点部でスパークが発生し、出火に至ったものと考えられる。	栃木県	製造から20年以上経過した製品 令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成15年9月2日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:14.2%
A202000805	令和2年12月15日	令和3年1月22日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	TSK-5328CT	燦坤日本電器株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の強弱切替えスイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、火災に至ったものと考えられる。	長野県	令和3年1月15日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月12日 平成19年8月7日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:12.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000797	令和2年11月13日	令和3年1月21日	電気冷蔵庫	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月14日
A202000798	令和2年12月17日	令和3年1月21日	除雪機（歩行型）	重傷1名	当該製品が作動中、使用者が当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれ、足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月18日 除雪機についての注意喚起を実施（特記事項を参照）
A202000799	令和3年1月9日	令和3年1月21日	除雪機（歩行型）	重傷1名	使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から25年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施（特記事項を参照）
A202000803	令和3年1月7日	令和3年1月22日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品で携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202000804	令和2年11月25日	令和3年1月22日	サーキュレーター	火災	当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年1月21日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202000806	令和3年1月9日	令和3年1月22日	電気温風機（セラミックファンヒーター）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和3年1月21日消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし